

愛媛航空協会所属  
萩原式H-23C型JA2043  
に関する航空事故報告書

昭和49年10月25日

航空事故調査委員会議決（空委調第131号）

委員	長	岡田	實
委員	員	山口	真弘
委員	員	諏訪	勝義
委員	員	上山	忠夫
委員	員	八田	桂三

## 1. 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

昭和49年4月29日愛媛航空協会所属萩原式H-23C型JA2043は、松山市中野町重信川河川敷内の滑空場を自動車曳航により上昇中、高度約60メートルで曳航索が切れ、180度旋回して出発点に帰る途中、高度約10メートルから墜落した。同機は大破し、搭乗者2名は重傷を負った。

### 1.2 航空事故調査の概要

昭和49年4月29日	現場調査
5月27日	"
9月6日	原因関係者からの意見聴取

## 2. 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

愛媛航空協会会員は、曳航索（ピアノ線、直径3ミリメートル、長さ350メートル）の点検

009001

を終了し自動車による曳航で滑空訓練を開始した。その後、第5回の滑空準備中及び第9回の滑空終了後にも曳航索の点検を行った。

第10回目の滑空は前席にBが、後席にAが搭乗した。同機は、西向きに離陸し、上昇中高度約60メートルに到達したとき曳航索が自動車側から約5メートルのところで切れた。同機は、索を離脱させたのち180度の右旋回を行った。その後、滑空場の北側を滑空場と平行に東に約300～400メートル直線滑空した。同機は、第3旋回地点付近で、高度約10メートルから機体が右に傾き墜落した。時刻は14時20分ごろであった。

## 2.2 航空機の損壊の程度

大破

## 2.3 乗組員に関する情報

機長 A (42才)

操縦練習許可書 松第48-1 昭和48年6月9日取得

単独飛行の技能に関する教官の証明 昭和48年9月23日

飛行経験回数 約700回

うち萩原式H-23C型 59回

同乗者 B (17才)

操縦練習許可書 松第48-20号 昭和48年9月20日取得

飛行経験回数 7回

## 2.4 航空機に関する情報

航空機型式 萩原式H-23C型

製造年月日 昭和36年12月16日

航空機製造番号 53号

耐空証明書番号 第48-5-3号

有効期間 昭和49年2月11日から同50年2月10日まで

総飛行回数 7,953回

総飛行時間 714時間05分

耐空検査合格後の飛行回数 50回

耐空検査合格後の飛行時間 5時間20分

**009002**

事故時の航空機の重量は約360キログラム，その重心位置は約33%MACと推定される。

## 2.5 気象に関する情報

目撃者の口述によると事故当時の気象は西の風2～5メートル/秒程度であった。

事故現場から約11キロメートル西北西にある松山空港の観測値は次のとおりであった。

14時 風260度の7ノット，視程30キロメートル，1/8積雲3,000フィート，気温15度C，露点気温9度C，高度計規正值29.93。

15時 風250度の6ノット，視程30キロメートル，晴，気温16度C，露点気温6度C，高度計規正值29.93。

## 2.6 航空機の残がいの状況

機首は西に向いていた。機首前部及びキャビンが破損し，右主翼が破断大破し左主翼が破損した。また，胴体にねじれが生じた。

# 3. 事実を認定した理由

## 3.1 解析

機体については，墜落接地以前に直接事故の原因となるような欠陥や故障が存在したことを示す証拠は発見できなかった。

当該曳航索は約170回使用しているが，当日事故発生前も同協会員により目視による点検が行われていた。

JA2043が自動車曳航により上昇中，高度約60メートル，速度約75キロメートルに達したとき，曳航索が切れたが，同機は同曳航索を離脱させ180度の右旋回を行い，その後直線滑空を約300～400メートル行った。この間に高度は低下し，第3旋回の直前には高度は約10メートルと推定され，同機は失速速度に近い速度で旋回を行うことにより翼端失速し，きりもみに入り低高度のため，回復の余裕がないまま地上に激突したものと推定される。

同機は，索切れ後の180度旋回につづいて直線滑空を300～400メートル行っており，低高度で第3旋回操作をしたのは機長の判断が不適切であったものと考えられる。

機長及び同乗者はともに操縦練習許可書を有しており，かつ，後席の機長は単独飛行の技能について教官から証明を受けていた。また，地上には操縦教育証明所有者はいなかった。

**009003**

## 4. 結 論

- (1) 機長は、単独飛行の技能について教官から証明を受けていた。
- (2) 地上には操縦教育証明所有者はいなかった。
- (3) 同機は、所定の耐空証明を有し、かつ、整備されていた。
- (4) 高度約60メートルで索切れが生じた。
- (5) 同機は、低高度において第3旋回を実施中に翼端失速し、きりもみに入ったものと推定される。

### 原 因

本事故は、JA2043が旋回中に失速しきりもみに入り、低高度のため回復の余裕がないまま地上に激突したものと推定される。

009004